

平成 28 年第 2 回定例会 環境農政常任委員会

平成 28 年 6 月 13 日

鈴木委員

私の方から数点お願いをしたいと思います。

第 1 点は、今日いただいた経営状況説明書、その中の I G E S のところについてちょっと二、三聞かせてください。

この文章は、多分英訳したもので、意味が余りよく分からない。それで、最後の収支決算を見ていくと、ここからは環境省の関係のものだということです。実際これを見てみると、神奈川県として 8,645 万 5,000 円の金をここに入れているわけです。8,645 万 5,000 円って大変なお金です。ここは何をしているのか、また I G E S ができた経過を教えてください。

環境計画課長

I C E S の設立の経過でございますが、I G E S は平成 7 年に、国の方から国際的な機関をつくるということを受けまして、それに対して本県の場合は湘南国際村に誘致ということで活動を進めた結果、全国 26 自治体の中から選ばれて、平成 9 年 1 月に誘致が決定したというような経過でございます。

鈴木委員

そういう経過からなっただけで、私が先月いただいた資料によれば、地球規模の特にアジア太平洋の問題などいっぱい書いてあって、地球環境戦略研究機関に対して誘致自治体として補助すると書いてあるのだけど、私がこれを読んだ限りでは、県にどういうことがあって、8,645 万 5,000 円もの金がこのつぎ込まれているのかが分からないので、教えてください。

環境計画課長

まず、どういう経過で 8,645 万 5,000 円の補助金を出しているかということについてお答えいたしますと、誘致をした段階で、環境省としては、より条件のいいところを選択するといういくつか条件が課せられまして、一つが職員の派遣、一つが事業費の補助、それから研究施設の用意の三つでございました。

県としては、いつまでも続けることもまずいだろうということで、公益財団法人とになる際を捉えまして、平成 27 年度から新しいやり方として、職員の派遣をしていましたが、それはやめる、ゼロにすると。それから、事業費補助もやめる、ということでございまして、ただ、施設の提供及びそれに伴う施設管理運営経費、これについては最低限の義務であるということで、これについては引き続きということで、その内訳でございますが、光熱費と施設管理費というものでございます。

それから、貢献ということでございますが、世界の非常に大きな問題である地球温暖化の研究をかなりやっていて、例えば I P C C、C O P 21 の事務局の手伝いなんかを行っているということで、C O P 21 の情報をよく承知しているということで、我々は、地球温暖化対策計画を 2 年前から検討をしておりますが、そういった時に C O P 21 の最新情報を得たり、あるいは地球温暖化対策計画検討委員会に学識者に入っていただいておりますが、その会長として、今回

I G E S の理事長になっていただいたり、というような知見を頂いているところであります。

鈴木委員

基本的に県としてはそれは関係ないと思う。考えてみると1箇月にしたら約800万円。施設整備費とかに800万円かけられたら大変なお金です。例えば職員が派遣されているのだとしたら、それは別に職員として行けばいいことで、研修をちゃんと受ければいいことであって、そこに県が何千万もかけて、例えばその情報を入れたことによって新たな温暖化計画に反映されて、全世界に華々しい計画が出たというなら私も納得します。ところがどう考えたって、1箇月800万円もの金を毎月払っているという、その根拠というのが私は全然分からないんですよ、

これは、第三者も検証した中での必要経費なんですか、いろいろ入っているんだと思うんだけど、神奈川県として、具体的に中身については全部検証していますか。

先ほど、平成26年までは人件費もあり、事業費についても幾らか金を出していたというのを切ったわけでしょう。ということは、切っても何でもないものであるならば、もうひとつ、八千数百万円のお金を何らかの形でもってメスを入れたら、私はもうちょっと削れると思いますけれども、どうですか。

環境計画課長

8,645万5,000円についてですが、概算で申し上げますが、光熱費はガスとか電気、上水道・下水道の使用料が大体1,700万くらい、実際の対象経費、いわゆるエレベーターとか施設設備の修理、あるいは清掃業務ですとか維持管理を委託したり、そういういわゆる管理業務費というのが、だいたい7,000万円くらいでございます。

環境部長

維持管理費に当初の契約ということで全額県が面倒を見るということで、一番多い時には維持管理運営費が1億七、八千万円まで毎年度払っていたという経緯がございます。そうした中で、事業費は削ると、それから施設管理についてもなるべく減らしていただくということで、県の負担を来年度減らしていく、という状況でございます。

鈴木委員

私が何を言いたいのかというと、この中身を明確にしておかないといけないのではということです。湘南国際村に行かせていただきましたが、やはり交通の便が悪い。I G E S の催し物に一度行ったことがあります。たしか、黄砂なんかについての講演でしたが、40名くらいの方がいらっしゃっていたような気がします。

環境省の下で、当時多分岡崎知事の時代ですね。岡崎知事の時代にそういう形でとり、それに対する一つの責任というのはあったとしても、私はこの八千数百万円というお金、何気なく事業費の中で出ていくものであって、決して交通の便がよくないところで、これだけの施設費用をかけて補完しているということは、県民の目から見れば、これが神奈川県下のマンションの中に入っているとかなれば、また別だけれども、もう一度勉強をしていただきたいと要

望しておきたいと思えます。

次に、先ほどからGPSを使って熊の話とかといろいろ出ていました。今一番私が心配しているのは、ヤマビルの被害ということについて、当然シカもひっくるめていろいろな被害が出てきている。当然シカ、イノシシ等々が出てくるだろうと言われている中で、私は昨年8月の寄の祭りに出ささせていただいた時に、参加者のお一人の方がヤマビルで大変な被害を受けて倒れてしまった。ジーパンをはいていたものだから、中からヤマビルにかまれていても分からなくて、自宅に帰った時、結構出血をしていて、倒れてしまったという経緯があって、私はちょっと2点質問をさせていただきたいと思っています。

一つは、シカ対策とかいろいろ見てみると、野生鳥獣の保護管理の推進ということで、実際、環境農政局として約2億円近いお金を入れているわけだよね。見える化といいますか、環境農政局としてこれだけのお金を出してきて、シカやイノシシの対策について、どこまで進んでいるのかが見えない。これは一体いつまでに、どういう目処で、どこまで進んでいるのか、何らかのプロジェクトはあるのか。こういうことが県民に知らされているのか。

自然環境保全課長

今いろいろな野生鳥獣の被害ということでお話をいただきました。その中で、シカにつきましては、5年間を計画期間とする管理計画というものをつくって事業を進めてございます。現在の計画は平成24年度から28年度まで、これは第3次の計画になりますが、今年度が最終年度になりまして、来年度以降の計画の検討に今ちょっと入り始めたところでございます。

そういった中で、当然来年度の計画策定に当たりましては、これまでの計画に基づく取組の評価をした上で策定しなければいけないということがございます。また、シカにつきましてもそういった5年間を計画期間とする計画の中で、毎年事業実施計画ということで、前年度の実績と当該年度の計画をつくって計画を進めることとしてございます。その中で、前年度までの事業の実績、例えばシカの捕獲の実績ですとか、あるいは植生の状況を調査している里の状況などをお示しし、その上で当該年度をどういう計画で取り組むかということをお示ししているという状況でございまして、今、平成28年度の事業実施計画の作成作業を進めているところでございます。

鈴木委員

それは分かります。ただ、シカがどのような生態で、全体として、何匹の捕獲をしましたみたいなことだけをいつまでもやっつけていいのか。動物だって、当然子供が増えて、捕獲してもそのもの自体がまた増えていきます。そうすると、全体としてのプロジェクトとしてどうしていくんだ、という青写真なしで、どんどん税金が使われていくというのはどういうことか。

本来なら、プロジェクトというと、今年度はここまでやりましたよ、新しい戦略としてはこういうふうにやります、というようなものがなければ、私は前から言っている、一体公というのは何をするためにあるものなのか、ということが、私はこの鳥獣対策は問われていると思う。

民間の警備会社は、いろいろなシステムを入れ始めているのに、この2億円も使って何をしているのか。民間の警備会社に頼んだ方が早いんじゃないか、

という県民からの率直な声が出てきてもおかしくない。

だから、全体としてどういう青写真でやるのかということをお県民にこれからこういうので示していかないと、この鳥獣対策というのは納得いかないものになりませんか。その結果が、あの、寄、という一般の方たちが枝打ち来るような場所でも、ヤマビルの被害が出るようにまってしまう。今年から、この女性には怖くて来ないと言っています。そうなってくると、県として何をどういうふうにして進めて、これからまた対応していくのか、言い訳では済まないんじゃないのか。

私はこの事を何年前か、ここで委員長をやらせていただいた時にこのヤマビル問題は出て、あれからかなり経っていると思うが、もっと被害がひどくなってきているという状況下の中で、どのようにやるのかということをおひとつ考えていただきたいという前提の中で、私はそろそろ新しい方法を入れたらどうかと私は思っている。

というのは、徳島県的那賀郡的那賀町で、ドローンを使った鳥獣対策というのを始めているんです。これは、アメリカにいる友人と話した中で、オオカミが牧場等々を荒らすのをどうやって防いだらいいのかということで、ドローンにサーモセンサーをつけたカメラをつけることが流行っている。2億円もあるんだったら、120万円くらいだったらすぐ出るでしょう。それを使うと、シカなんかも隠れて見えないという状況から、体温がそれだけあるわけだから全部見えるわけです。

私は、さがみロボット特区とか言っているけれども、こういう新しい試みを環境農政局でもしっかり進めていかないとと思っているんです。私は震災のロボットの件についても提言して、箱根なんかでもやっていただきましたけれども、環境農政局として、ドローンを使った形での、鳥獣被害対策を是非ともお願いをしたいとことが二つ目です。

最後でございます。私は今お聞きしていて、神奈川県地球温暖化対策計画の作りがいかげなものかと思っているんです、これを見て。一つは、今も環境計画課長さんが民進党さんへのお答えををしていらっしやっただけけれども、適応策とここに書いてあるね。ところが、適応策になった途端に何もついていません。前のところはいっぱい書いてあるけれども、ここから適応策の3章というのは五、六ページで終わっている。5ページに、適応策は、現に現れている、あるいは中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組をいいます、緩和策と適応策は、どちらか一方に取り組みばよいというものではなく、地球温暖化のリスクを低減し管理するために、相互補完的な関係にあります、と書いてあるのだけれども、この図を見た限りでは、とても補完的なものだと言えない。この補完的は、どういう意味で捉えていますか。

環境計画課長

従来は緩和策でとにかく温暖化を防止する、止めるという政策、もっぱらそれをやってきたというところがございます。しかし、温暖化を止めようとしたけれども、その影響がどうしても出てきてしまうということで、新たに適応策を取らざるを得ないといえますか、適応策をとりましょう、と。それから、温

暖化を止めなくてはいけないんですけれども、にもかかわらず出てきてしまう影響への対策をしようという意味で、合わせて両方をやらなきゃいけないという意味の補完でございます。

鈴木委員

相互補完的となっていたら、緩和策と適応策が横に並んでいなければいけないんじゃないでしょうか。それが上下関係になっている。相互補完的ということは、矢印か何かで結びつけるものでないでしょうか。これを見ると、上に緩和策があって、それに対して何とかしなきゃならないというイメージにしかとれません、それを一つ指摘しておきます。

次に、18 ページに4 番目に家庭部門と書いてありますが、この17 ページからこの先についての図が私は関連性が分からないと言いますか、見づらいついています。例えばア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケと書いてあるけれども、重点施策に係る目標というのが一番大事なんじゃないか。そうすると、本来は1 番に産業部門があって、その目標完遂のために、こういうふうにしますよとあるのが本来の在り方じゃないか、と指摘しておきます。要するに、アという産業部門の削減対策が、重点施策に係る目標の後に出てくると、この目標達成のための施策ではないと私は思う、74%達成のために、これをやるんですねと、普通の人が見たら思わないかなと私は思いました。

またその中で、4 番目の家庭部門の中に、目標が100%と書いてある、これは新築住宅の省エネルギー基準適合割合というけれども、今の建築基準法では、家を建てても基本的にこういうものでなければ許可は出ないのではないのでしょうか。ここに100%なんて書かなくても、新築住宅は別に適合しているんじゃないのかと思ひ、まずここから指摘しようと思ったんです。

環境計画課長

新築住宅の省エネルギー基準適合割合ということでございますが、これは国の方の制度でございますが、国の方ではこれから2020年にかけて、段階的に義務化をしていこうということで進めようとしている施策でございます。

鈴木委員

それなら、わざわざ県がこんな目標なんかつくらなくとも達成するのではないか。お伝えしたいことが二つあります。一つは、これから中古住宅の断熱材はどうするのか。国土交通省の資料では、5,700万戸の住宅のうち、断熱対策をとっているのはたったの40%です。それ以外、基準をクリアしていないのは何と76%もあるんです。そのほかにも、既に私が産業労働常任委員会でも言いましたが、窓枠です。窓枠を樹脂でなくアルミサッシにしたこの国が、世界の中で一番遅れたアルミサッシという、伝導率が余りに早過ぎで結露ができる窓枠、こうことについて、マスコミも皆さんも余り言いません。本来ならば、そういうものがここに出てこないといけないのですが、どうでもいいとは言いませんが、時が経てば解決するようなもののために、何でこんな紙幅を使わなきゃいけないのかと思ひましたので質問しました。

適応策のことについてであれば、例えば3章、先ほど水産課長が話していましたが、この対策を3章の表の中に、きちんと書くべきだと思います。先ほど民進党さんの質問の中で出ていて、アイゴがどう、暖海がどうのこうのと言っ

ていましたが、そういうものをどうするかここに書かなかつたら計画にならないと思います。国がやっていることをそのまま写しているのであれば、国に従いますと書けばいいだけだと思います。確信度が二重丸でも、それに対してどのようにするかを書いていなければ、これは計画と言えないと思います。

ですので、適応策という章があるのに、三、四ページいったら資料編になっています。急いでつくられたのかどうか分かりませんが、これはどうされるのか。

環境部長

いろいろ御指摘いただきました。まず、1点目、省エネルギー住宅ということで、我々は新築以外にも既存の改築とか、省エネルギーの家庭の取組ということで適宜進めていきたいということで、普及啓発などやり方があります。今まで、やはり新築とか、そういうPRばかりしてきた経緯はありますので、やはり改築とかの部分の中で、そういう省エネルギーが進むような施策をしていきます。普及啓発が中心になってしまっていますが、一生懸命PRして取り組んでいきたいと考えております。

それから、適応策なんですけど、環境計画課長からも説明があったように緩和策ということで条例をつくって対策をずっと進めてきたんですが、適応策についてはこれまで余り県として対応していなかったということで、今回この適応策を計画に盛り込んだというのも、国の方の計画ができて進めていかなければいけないということなので、若干時間がなかったという部分も正直あります。御指摘のように、書ける部分はしっかり書いていきたいと思いますが、県としてこれが適応策だということがまだ始まったばかりでございまして、書けない部分もあるというところも非常に苦しい部分があるんですが、できる限りそういったものは分かりやすく、書ける部分は書いていきたいと考えております。

鈴木委員

環境部長から答弁いただきましたが、2点だけ指摘しておきます。

1点は、当局の方が適応とおっしゃるのであれば、この家庭部門だって適応にならなくてはおかしい。私は断熱材を入れるとか窓枠だとかというようなことについては、地球温暖化になれば自ら適応するためにしなければいけない。そうするためにどうするのかという戦略もここになければいけない。申し訳ないですけども、農業だ水産業だという問題だけではないでしょう。これは全部に関わります。暑くなれば、適温として事務所だって28度とか言っているわけにいかない、だから、何かここに国から出てきたもの、をコピーして、県になってくるとこういうものだけでは済まない。当然、市町村等といった場合には、もっとブレークダウンしなきゃならないと思いますが、それは一つ指摘しておきます。

もう一つは、この中で私が思ったのは、実際にこういう形でやっても、特に確信度二重丸のところは一刻も早くやらなきゃいけないんじゃないと思います。これは必ず起こると言っているのですから、それはやらなくてはならないんじゃないんですかという点だけ指摘して、私の質問を終わります。